

認知症施策の総合的な推進について

令和元年6月20日
厚生労働省老健局

現状

- 平成27年に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることが出来る社会の実現に向けた取組みを進めてきた。具体的な取組みは以下の通り。
 - ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 (認知症サポーターの養成等)
 - ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 (認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の設置等)
 - ③ 若年性認知症施策の強化 (若年性認知症支援コーディネーターの設置等)
 - ④ 認知症の人の介護者への支援 (認知症カフェの設置等)
 - ⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進 (高齢者サロンの設置等)
 - ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発およびその成果の普及の推進 (ロボット技術やICT技術の活用等)
 - ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視 (本人ミーティングの推進等)

- なお、新オレンジプランの基本的な考え方として、介護保険法上は、平成29年改正において、認知症に関する知識の普及・啓発、心身の特性に応じたリハビリテーション、介護者支援等の施策の総合的な推進、認知症の人及びその家族の意向の尊重等が新たに盛り込まれた。(第5条の2) また、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (平成30年厚生労働省告示第57号) において、市町村・都道府県の事業(支援)計画策定のための基本的事項として、認知症施策の推進については、新オレンジプランに沿って取組を進めることが重要である旨定めた。

現状

- こうした中、平成30年12月には、認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的として「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置され、本年6月18日に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられた。
- 「認知症施策推進大綱」では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととしている。その上で、この基本的な考えの下、以下の5つの柱に沿って施策を推進することとしている。
 - ①普及啓発・本人発信支援
 - ②予防
 - ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
 - ⑤研究開発・産業促進・国際展開

論点

- このような動きを踏まえ、介護保険制度において、認知症施策推進大綱を推進するための方策についてどのように考えるか。